

令和5年3月4日

お客様 各位

山形県長井市本町1丁目3番3号

山形中央信用組合

## 【特殊詐欺被害未然防止への取り組み】

ATMでのキャッシュカードによるお支払限度額の一部利用制限について

山形中央信用組合では、山形県警察等からの取組要請を踏まえ、近年増加している高齢者に対する振り込め詐欺や還付金詐欺等の被害を防止するため、一部のお客様につきましては、下記のとおりATMでのキャッシュカードによる一日のお支払限度額を引き下げさせていただくことといたしました。

一部のお客様にはご不便をおかけしますが、お客様の大切なご預金をお守りするための取り組みでございますので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 対象となるお客様

70歳以上のお客様を対象とさせていただきます。

なお、判定日は当組合所定の時期とします。

#### 2. 制限する内容

1日あたりのATMでのキャッシュカードによるお支払いの限度額を、300,000円とさせていただきます。

#### 3. 利用制限開始日

令和5年4月17日（月）より

#### 4. その他

対象となるお客様まで、お支払限度額を超えるお支払いをご希望される場合には、当組合本支店窓口へご相談ください。



山形中央信用組合

YAMAGATA CHUO SHINYOKUMIAI